■**感染性廃棄物の判断基準**

「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(令和７年４月改訂)に基づき作成

感染性廃棄物の判断フロー

感　染　性　廃　棄　物

【STEP１】（形状）

廃棄物が以下のいずれかに該当する。

① 血液、血清、血漿及び体液(精液を含む。)(以下｢血液等｣という。)

② 病理廃棄物（臓器、組織、皮膚等）(注1 )

③ 病原体に関連した試験、検査等に用いられたもの（ 注2 ）

④ 血液等が付着している鋭利なもの(破損したガラスくず等を含む｡)（ 注3 ）

YES

NO

【STEP２】（排出場所）

感染症病床（ 注4 ）、結核病床、手術室、緊急外来室、集中治療室及び検査室において治療、検査等に使用された後、排出されたもの

YES

NO

【STEP３】（感染症の種類）

①　感染症法の一類、二類、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の治療、検査等に使用された後、排出されたもの

②　感染症法の四類及び五類感染症の治療、検査等に使用された後、排出された医療器材等（ただし、紙おむつについては特定の感染症に係るもの等に限る。）(注5 )

YES

NO(注6 )

非 感 染 性 廃 棄 物

(注)　 次の廃棄物も感染性廃棄物と同等の取扱いとする。

・外見上血液と見分けがつかない輸血用血液製剤等

・血液等が付着していない鋭利なもの（破損したガラスくず等を含む｡）

(注１) ホルマリン固定臓器等を含む。

（注２）病原体に関連した試験、検査等に使用した培地、実験動物の死体、試験管、シャーレ等

 (注３) 医療器材としての注射針、メス、破損したアンプル・バイアル等

（注４）感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の病床

 (注５) 医療器材(注射針、メス、ガラスくず等)、ディスポーザブルの医療器材(ピンセット、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸液点滴セット、手袋、血液バック、リネン類等)、衛生材料(ガーゼ、脱脂綿、マスク等) 、紙おむつ、標本(検体標本)等

　　　　なお、インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）伝染性紅班、レジオネラ症等の患者の紙おむつは、血液等が付着していなければ感染性廃棄物ではない。

（注６）感染性・非感染性のいずれかであるかは、通常はこのフローで判断が可能であるが、このフローで判断できないものについては、医師等（医師、歯科医師及び獣医師）により、感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。

※　「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(令和７年４月)は環境省ホームペ

 ージに掲載されています。

URL: <https://www.env.go.jp/content/900534354.pdf>